

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 29 年 12 月 26 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別利用の許可
処 分 権 者	館長
根 拠 規 定	美郷町学友館条例第 10 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町学友館条例第 10 条 美郷町学友館条例施行規則第 8 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町学友館条例 （特別利用） 第 10 条 資料の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、館長の許可を受けなければならない。
	<input type="checkbox"/> 美郷町学友館条例施行規則 （資料の持出し等） 第 8 条 資料等を館外に持出し、又は特別に利用（複写、撮影等を含む。）しようとする者は、所定の手続をしなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	
設 定 日	平成 29 年 12 月 26 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 29 年 12 月 26 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	入館料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町学友館条例第 9 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町学友館条例第 9 条第 3 項 美郷町学友館条例施行規則第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町学友館条例 （入館料の減免） 第 19 条 1・2 略 3 町長は、特別の理由があるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。 4 略</p> <p>○美郷町学友館条例施行規則 （入館料の減免） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学友館入館料減免申請書（様式第 1 号）により、入館料等を減免することができる。 (1) 行政機関が公務のため使用するとき。 (2) その他町長が公益上特別の理由があると認めたとき。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>即日</p>
備 考	
設 定 日	平成 29 年 12 月 26 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 29 年 12 月 26 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	入館料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町学友館条例第 9 条第 4 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町学友館条例第 9 条第 4 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町学友館条例 （入館料） 第 9 条 1～3 略 4 既納の入館料は、返還しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部 又は一部を返還することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	
設 定 日	平成 29 年 12 月 26 日